

保育の必要性の認定(支給認定)について

概要

子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行する幼稚園や保育所などの入園(入所)を希望される保護者の方は、市町村に申請し、「保育の必要性」の認定を受けていただく必要があります。市町村は客観的基準に基づき、1～3号の区分による認定(下表参照)を行い、認定証を交付することとなります。

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)、③「優先利用」(ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等)について国が基準を設定し、市町村が詳細を定めて運用することとなります。

保護者の方は、市町村から交付された認定証の内容に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育などの中から、それぞれのニーズに合った施設・事業を御利用いただくこととなります。

認定区分		1号認定 教育標準時間	2号認定 保育短時間(8時間)又は 保育標準時間(11時間)	3号認定 保育短時間(8時間)又は 保育標準時間(11時間)
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業	—	※	○

※市町村における保育の体制の整備状況等を勘案して認められた場合に限りです。

市町村が定める事項

① 事由 ……国は新制度で、家庭において必要な保育を受けることが困難である「事由」を示しました。事由によって支給認定の有効期間が異なるため、市町村が求職等の事由について、有効期間を定める必要があります。

② 区分 ……国は新制度で、保育の必要性の認定を受けるための就労の下限時間を「1か月48時間以上64時間以下の範囲内で月を単位に市町村が定める時間」としており、また、事由ごとの「区分」(保育標準時間又は保育短時間)を示したため、市町村が就労の下限時間及び事由ごとの区分を定める必要があります。

③ 優先利用 ……国は新制度で、優先的に保育を利用できる「優先利用」の対象となる事項について例示しましたので、市町村が事項及び運用面の詳細を定める必要があります。

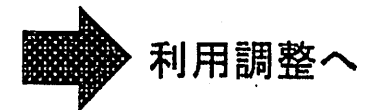
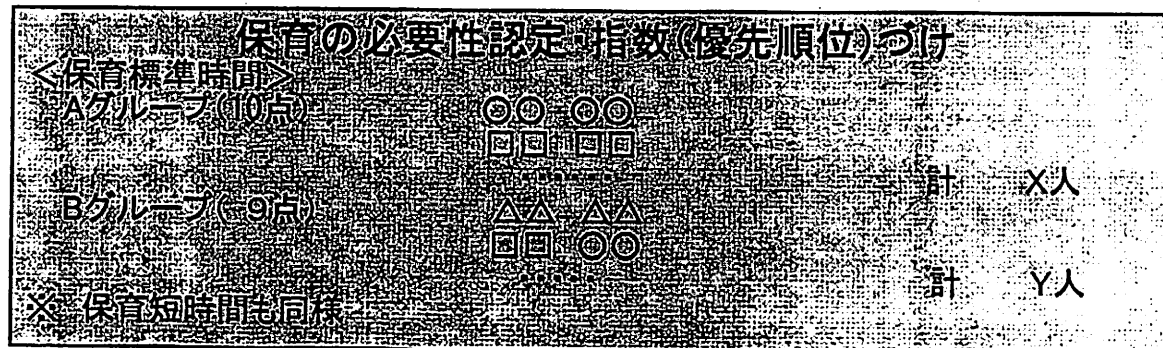
保育の必要性の認定（支給認定）について ～現行と新制度の比較～

		< 現 行 >	< 新 制 度 >
① 事 由	国	<p>【児童福祉法第24条】 ⇒政令で定める基準に従い、市町村が条例で保育に欠ける事由を定めること</p> <p>【児童福祉法施行令第27条】 ⇒保育の実施基準（就労、疾病等）</p>	<p>【子ども・子育て支援法第19条】 ⇒家庭において必要な保育を受けることが困難である事由を、内閣府令で定めること</p> <p>【子ども・子育て支援法施行規則第1条】 ⇒保育の必要性の事由（就労、疾病等）</p>
	市	<p>【小樽市保育の実施に関する条例】 ⇒児童福祉法の規定に基づく保育の実施基準（就労、疾病等）</p> <p>【小樽市保育の実施に関する条例の運用について】 ⇒条例で定めた基準の運用（稼働時間や保育の実施期間等）</p>	<p>【規則または要綱等（名称未定）】 ⇒国で定めた事由について、運用を定める予定（稼働時間等）</p>
② 区 分	国		<p>【子ども・子育て支援法第20条】 ⇒政令で定めるところにより、保育必要量の設定を行うこと</p> <p>【子ども・子育て支援法施行規則第4条】 ⇒保育必要量：1日11時間までまたは8時間までの区分</p>
	市		<p>【規則または要綱等（名称未定）】 ⇒国規則どおりに定める予定</p>
③ 優 先 利 用	国	<p>【厚生省児童家庭局長通知「公正な方法による選考」】 ⇒市町村において客観的な選考方法や選考基準を定めること</p>	<p>現在国から通知はなく、国資料やFAQにより概要が示されているのみ (内閣府への確認：今後通知等発出予定)</p>
	市	<p>【保育所入所選考に関する実施要領】 ⇒国通知による選考方法や選考基準</p>	<p>【規則または要綱等（名称未定）】 ⇒国で定めた内容どおりに定める予定</p>

# 保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 就労</li> <li>2 妊娠・出産</li> <li>3 保護者の疾病・障害</li> <li>4 同居親族等の介護・看護</li> <li>5 災害復旧</li> <li>6 求職活動</li> <li>7 就学</li> <li>8 虐待やDVのおそれがあること</li> <li>9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること</li> <li>10 その他市町村が定める事由</li> </ul>	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">×</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 保育標準時間</li> <li>2 保育短時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ひとり親家庭</li> <li>2 生活保護世帯</li> <li>3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>5 子どもが障害を有する場合</li> <li>6 育児休業明け</li> <li>7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>8 小規模保育事業などの卒園児童</li> <li>9 その他市町村が定める事由</li> </ul>



①「事由」について

《現行と新制度の比較》

現行	新制度(国の基準)
<p>保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が保育することができないと認められる場合</p>	<p>保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合</p>
<p>①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥前各号に類する状態</p> <p>&lt;国の通知&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動</li> <li>・就学</li> <li>・虐待やDVのおそれがあること</li> <li>・育児休業取得時に、現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> </ul> <p>&lt;市の規定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が死亡、行方不明、拘禁等</li> <li>・同居以外の親族を常時介護</li> </ul>	<p>①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩前各号に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>※同居の親族その他の者が保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。(通知発出予定)</p>
<p>●新制度において⑥～⑨について明文化されたが、本市は現行も保育が必要と認めている。また&lt;市の規定&gt;により、「保護者が死亡、行方不明、拘禁等」や、「別居の親族の介護」についても認めている。今後、国の通知を踏まえ市の規定の改正を行う予定。</p>	
<p>《根拠法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法施行令第27条</li> <li>・小樽市保育の実施に関する条例</li> <li>・小樽市保育の実施に関する条例の運用について</li> </ul>	<p>《根拠法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法施行規則第1条</li> </ul>

## 《事由ごとの有効期間》

支給認定の有効期間は、「事由」によって異なりますが(下表参照)、「市町村が定める期間」とされている事由について、有効期間を定める必要があります。

事由	有効期間
①就労	①小学校就学前まで
②妊娠、出産	②出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③保護者の疾病、障害	③小学校就学前まで
④同居親族の介護	④小学校就学前まで
⑤災害復旧	⑤小学校就学前まで
⑥求職活動	⑥90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日まで
⑦就学	⑦卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
⑧虐待やDVのおそれがあること	⑧小学校就学前まで
⑨育児休業取得時に、現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	⑨市町村が定める期間
⑩前各号に類する状態として市町村が認める場合	⑩市町村が定める期間

市が定める期間の設定

現行	新制度
<p>⑥求職活動</p> <p>…<u>入所期間は2ヵ月</u>。ただし、期間を延長することがやむを得ないと認められる場合は、<u>1ヵ月を限度として期間を延長可能</u>。</p> <p>⑨育児休業取得時に、現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>…<u>育児休業の対象となる児童の1歳の誕生日の前日まで</u>を限度とする。ただし、この期間内に入所継続している児童が年長児(翌年度に小学校に就学する児童)となる場合は、年度末まで入所継続可能。</p> <p>⑩前各号に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>…現在市が認めている事例は、「保護者が死亡、行方不明、拘禁等」、「別居の親族の介護」であり、特に期間を定めていないため、<u>原則小学校就学前まで認める運用</u></p>	<p>…<u>90日を経過する日が属する月の末日まで《現行制度よりも拡大》</u></p> <p>…現行どおり</p> <p>…現行どおり</p>

## ②「区分」について

### 《現行と新制度の比較》

現行は保育の利用時間に区分がありませんが、新制度では、保護者の就労等の時間により「保育標準時間」「保育短時間」の2区分のうち、いずれかの認定を受けることとなります(保育必要量の認定)。

認定を受けるための就労の下限時間は、「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることとする」と国が規定しており、本市では現行と同様の「64時間」とします。

	現行	新制度(国の基準)
利用時間	区分なし ⇒原則的な保育時間は8時間	2区分あり(保育必要量) <u>保育標準時間:1日11時間まで利用可能</u> ⇒1か月当たり120時間以上就労者 <u>保育短時間:1日8時間まで利用可能</u> ⇒1か月当たり <u>下限時間以上</u> 120時間未満就労者
就労の下限時間	・就労時間の下限の規定はなく、各市町村で定めて運用している。 ⇒1日4時間以上かつ週4日(月16日)以上で保育に欠けると認められる。 <u>※月当たりの換算では64時間となる。(1日4時間×週4日×4週)</u>	・就労時間の下限の規定は、「 <u>1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとする</u> 」としている。 ⇒本市では、1か月当たり64時間と定める。
	《根拠法令等》 ・小樽市保育の実施に関する条例の運用について	《根拠法令等》 ・子ども・子育て支援法施行規則第1条、第4条

### 《就労の下限時間を64時間と定める理由》

・国においては、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除くという考え方が示されており、本市において、これまで64時間未満の就労は一時的保育で対応している。

・就労時間の下限は、特段定めのない市町村が4割と最も多く、下限を設けている市町村の中では「64時間」が最も多い。(別紙参照:平成25年12月厚生労働省保育課調べによる)

・現行は1日4時間以上、週4日以上規定であるが、月64時間と規定することで、現在利用していない世帯(たとえば1日3時間、週6日就労や1日6時間、週3日就労等)の利用が可能になる。

## 《保育必要量の認定基準について》

就労時間による認定区分については前記のとおりですが、就労以外についても「事由」ごとに保育必要量(保育標準時間又は保育短時間)を定める必要があります。

	事由	区分 (保育必要量)
	①就労 ★120時間以上 ☆64時間以上120時間未満 (1か月当たりの就労時間で区分)	★保育標準時間 ☆保育短時間
※	②妊娠、出産	保育標準時間
	③保護者の疾病、障害	保育標準時間
	④同居親族の介護	介護時間に応じて設定(就労に準じる)
※	⑤災害復旧	保育標準時間
	⑥求職活動	保育短時間
	⑦就学	就学時間に応じて設定(就労に準じる)
	⑧虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間
※	⑨育児休業取得時に、現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育短時間
	⑩前各号に類する状態として市町村が認める場合	保育標準時間 保育短時間

(※) 市長が必要と認める場合は、他の区分による認定も可能。

### 【子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）】

(保育必要量の認定)

第4条 保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)又は平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第5号又は第8号に掲げる事由に該当する場合にあっては、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間まで)とする。

2 市町村は、第1条第3号、第6号又は第9号に掲げる事由について、保育必要量の認定を前項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないとする場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

※第1条第3号は上表の③、第6号は⑥、第9号は⑨に対応

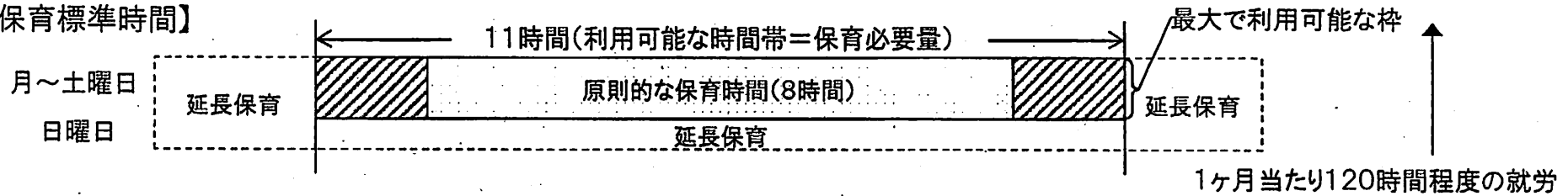
## 保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

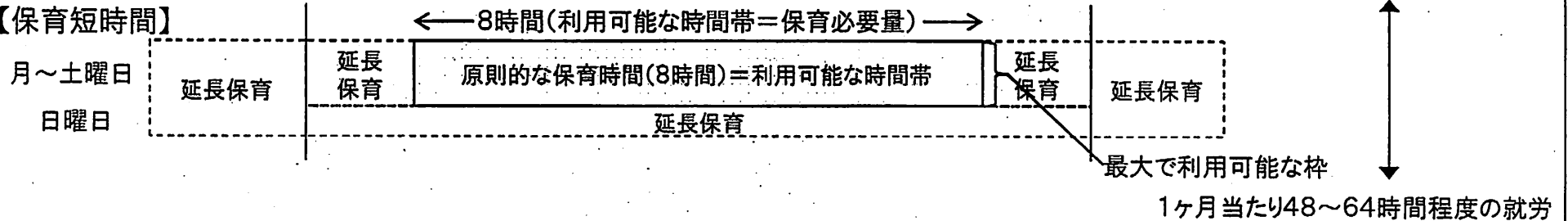
【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。



### ③「優先利用」について

#### 《現行と新制度の比較》

新制度で国が示す「優先利用」の例示において、現行の運用で対応していないものがありますが、国の基準どおりとする予定です。

現行	新制度(国の基準)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所選考における加点・減点項目等の詳細について国は示しておらず、市町村ごとに選考方法や選考点数を定めて運用している。</li> <li>・本市では「保育所入所選考に関する実施要領」により選考を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</li> <li>・「優先利用」の対象として国が示している事由については、以下のとおり（適用事由や運用面の詳細は、各市町村で定める。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親世帯(父・母いずれか単独と児童による世帯構成)</li> <li>②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)</li> <li>③生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑥産休・育児休業明けによる復職の場合</li> <li>⑦希望先保育所に兄弟姉妹が入所している場合</li> <li>⑨その他(特に市長が必要と認めた場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親世帯</li> <li>②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)</li> <li>③生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け</li> <li>⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨その他市町村が定める事由</li> </ul>
<p>《根拠法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所入所選考に関する実施要領</li> </ul>	<p>《根拠法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の児童福祉法第24条第4項</li> </ul>

# 保育の必要性の認定について

P1, P2

資料6

<P3 関連>

平成26年度第3回小樽市子ども・子育て会議

## なぜ保育が必要か？

**① 事由**

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育  
を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由  
⇒独自基準も加える  
(「拘禁等」「同居以外の親族介護」)

**事由ごとの有効期間**

**1, 3, 4, 5, 8**  
…小学校就学前まで

**2**  
…出産日から起算して8  
週間を経過する日の翌日  
が属する月の末日まで

**6, 9, 10**  
…市町村が定める期間

**7**  
…卒業予定日(終了予  
定日)が属する月の末日  
まで

※同居の親族の要件が削除された。

⇒稼動していない同居の親族がいる場合でも、保育が必要と認められるようになった。

※同居の親族が保育可能な場合、その優先度を調整可能。

## どのくらい利用する必要があるか？

**② 区分(保育必要量)**

★ 保育標準時間(1日11時間)  
～120時間以上就労等

☆ 保育短時間(1日8時間)  
～64時間以上120時間未満就労等

就労の下限時間は、1か月当たり48時間以上64時間以下の  
範囲で市町村が定める

就労時間/月	64時間	120時間
利用不可 (一時預かり等の対応)	保育短時間 (1日8時間)	保育標準時間 (1日11時間)

**事由ごとの保育必要量**

**1, 4, 7, 10**…就労等の時間によって区分する  
月120時間以上であれば、★保育標準時間  
月120時間未満であれば、☆保育短時間

**2, 3, 5, 8**…★保育標準時間

**6, 9**…☆保育短時間

## 優先的に受入れる必要があるか？

**③ 優先利用**

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的な養護  
が必要な場合
- ・子どもが障害を有する場合
- ・育児休業明け
- ・兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用  
を希望する場合
- ・小規模保育事業などの卒園児童
- ・その他市町村が定める事由

※運用、詳細面は市町村が定める。